

奈良県告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課及び生駒市都市整備部都市づくり推進課において縦覧に供する。

令和六年七月十九日

奈良県知事 山下 真

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

生駒市北田原町、上町及び小明町の各一部